

コンビニエンスストアでも支払えます

介護保険料は、次のコンビニエンスストアでも支払うことができます。ぜひ、ご利用ください。

▶ 取り扱いコンビニエンスストア

セブン・イレブン、ローソン、ローソンストア100、ファミリーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ハマナスクラブ、セイコーマート、タイエー、ハセガワストア、MMK設置店、くらしハウス、スリーエイト、ポプラ、生活彩家、セーブオン、コミュニティ・ストア

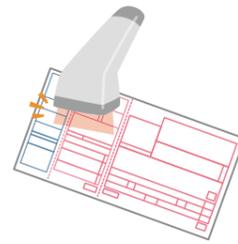
▶ 納付書の綴じ方について

コンビニエンスストアで支払うと、通知書と納付書を一緒に綴じることができなくなります。通知書と納付書がバラバラになりますので、紛失しないようご注意ください。

注意!

次のような場合、コンビニエンスストアではお支払いできません。

- 納付期限を過ぎたもの
- コンビニエンスストア用のバーコードが消されているもの、あるいは汚れたり破れたりして読み取れないもの
- 金額を手書きで訂正したもの



低所得者の介護保険料を軽減します

10月から消費税が10%となることに伴い、低所得者に対する新しい介護保険料の軽減策がとられます。これは、消費税アップにより家計に影響を受ける比重の高い、低所得者の負担する介護保険料を安くするものです。軽減策は、自動的に10月から適用されます。

これまで、所得段階が第1段階の人に対しては介護保険料を軽減していましたが、対象者を第3段階の人まで拡大し、軽減幅も拡大します。(下表参照)

▼現在の保険税率と介護保険料

所得段階	市町村民税		基準所得	基準額に乗じる割合	年間保険料(円)
	世帯	本人			
第1段階	非課税		生活保護の受給者 老齢福祉年金受給者	0.50	37,181
第2段階			80万円以下		
第3段階			課税年金収入とその他の 合計所得金額の合計	120万円以下	0.75
			120万円超え	0.75	55,771

▼10月からの消費税アップに伴う軽減率と介護保険料

所得段階	市町村民税		基準所得	基準額に乗じる割合	年間保険料(円)
	世帯	本人			
第1段階	非課税		生活保護の受給者 老齢福祉年金受給者	0.375	27,886
第2段階			80万円以下		
第3段階			課税年金収入とその他の 合計所得金額の合計	120万円以下	0.625
			120万円超え	0.725	53,912

▶ 問い合わせ先 健康福祉課 高齢者福祉係 ☎ 932-1493(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線125)
福岡県介護保険広域連合 総務課 収納管理係 ☎ 981-9071



65歳以上の人へ 介護保険料の 決定通知書を送ります

令和元年度の市町村民税などをもとに、介護保険料の計算を行い、その**決定通知書**を7月下旬ごろに郵送します。

できる限り所得の状況に配慮したきめ細かな保険料とするため、平成30年度より、所得段階を25の区分に分けています。市町村民税や世帯の状況などに加え、該当する所得段階により保険料額が決定されます。

納付の方法

● 継続して年金天引きで納めている人

今回決定した年間保険料額から4月・6月・8月に仮徴収で天引きした保険料を差し引いた金額を、10月・12月・来年2月に年金天引き(本徴収)で納めます。

例) 所得段階が第3段階の場合

55,771円(決定した年間保険料額) - 20,412円(4月・6月・8月に仮徴収で天引きした保険料の合計)
= 35,359円(10月・12月・来年2月の3回に分けて年金天引きする保険料の合計)

● 納付書、口座振替などで納めている人

8月から来年3月まで納めます。

● 年間18万円以上の老齢(退職)、障害、遺族年金を受給している人

自動的に年金天引きとなります。

※ 今年65歳になった人、広域連合外の市町村から転入してきた人などの場合は、年金天引きの開始が半年～1年後となりますので、それまでは納付書や口座振替などで納付をお願いします。

口座振替を利用されると納め忘れもなく安心です。ぜひ、ご利用ください。

注意!

介護保険制度では、特別な事情がなく保険料を滞納すると、滞納期間に応じて介護サービス利用時の自己負担割合が増える場合があります。介護保険制度は皆さんから納付していただく保険料で成り立つ制度です。保険料納付についてご理解とご協力をお願いします。

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、申請により保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。詳しくは、健康福祉課へお問い合わせください。